

仙台市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月31日（水曜日）午後1時30分から午後2時47分
2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
3. 出席委員 （18人）

会 長	1 番	佐々木 均			
会長職務代理者	2 番	中野 勲			
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番	加藤 和江	7 番	加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番	郷古 雅春	10 番	佐藤 千治	12 番 佐藤 とみ
	14 番	鈴木 通	15 番	鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦
	17 番	松原 菊男	18 番	嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉
4. 欠席委員 （ 2人） 11 番 佐藤 昭幸 13 番 品川 忠夫
5. 議事日程
 1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事録署名委員の指名
 4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件
 - 第5号議案 農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について
 - 第6号議案 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について
 5. 協 議
 - (1) 調査委員会等の日程の変更について
 6. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
 - (5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (7) 売り渡し希望農地一覧表
 - (8) 企画検討チーム会議の報告
 7. その他

- (1) 会長報告
- (2) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	佐藤 和之
振興係主任	内海 敏子		
農地係主任	小椋 健一	農地係専門員	庄子 尚

7. 農地利用最適化推進委員

本間 昭 大友 哲 栗原 茂

8. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会:主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 5 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長 佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会:主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号 11 番佐藤昭幸委員、及び議席番号 13 番品川忠夫委員から、欠席の届けがありました。19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。	
議 長	(異議なし)	
議 長	それでは、12 番佐藤とみ委員 14 番鈴木通委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。 (午後 1 時 35 分) 第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長より報告願います。	
結城一吉委員	第 1 号議案の調査結果を報告します。調査委員会は 10 月 26 日に第一調査委員	

(第一調査委員会
委員長)

会が担当して調査を実施しました。調査は、4番大泉権吾委員、13番品川忠夫委員、と私の3名で行いました。

今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与による農業承継が1件の計3件です。それでは、番号1番から3番までを大泉権吾委員より報告願います。

大泉権吾委員
(4番)

番号1番から3番までを私から報告します。

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、耕うん機1台、田植機1台を所有し、収穫機はリースにて、家族3人で49.8アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、10月23日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしております。また、10月4日付けで土地改良区からの確認書が提出されております。農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台を所有しております。田植機と収穫機については使用貸借のリースにより、家族2人で133アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、10月23日に横田清孝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしております。また、10月15日付けで土地改良区からの確認書が提出されております。農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表の通り各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与による農業承継です。農地を親から子に贈与するものです。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族4名で65アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、10月23日に横田清孝農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による

許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 40 分)

議 長

続きまして、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長より報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、3 番赤間敬委員、5 番大里重市委員、6 番加藤和江委員、15 番鈴木正年委員の 4 名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネルを設置するために転用するものが 1 件です。調査の結果報告は赤間敬委員が報告いたします。

赤間 敬 委員
(3 番)

番号 1 番は、太陽光発電パネルを設置するために転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。また、申請地は、所有者が太陽光発電パネル設置に利用するもので、畑 1,879 m²を転用して、太陽光発電パネル 324 枚(発電出力 49.5kw)に 526.05 m²と通路等に 1,352.95 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、9 月 26 日付けで残高証明書が 9 月 13 日付けで融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。

第 2 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後 1 時 53 分)

議 長

続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長より報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、15番鈴木正年委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件。駐車場に転用するものが1件、現場事務所に一時転用するものが1件、仮設道路に一時転用するものが1件の合計4件です。調査委員会の結果報告は、番号1番を鈴木正年委員、番号2番を加藤和江委員、番号3番を大里重市委員、番号4番を赤間敬委員より報告していただきます。それでは、番号1番を鈴木正年委員より報告していただきます。

鈴木正年委員
(15番)

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、造園業者が造園用の資材置場に利用するもので、畑252㎡(実測面積485㎡)を転用し、造園用の資材置場3ヶ所に105㎡、駐車場・普通車4台に60㎡、通路その他に320㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明は、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(6番)

番号2番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあり、市街化がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。また、申請地は、不動産業者が駐車場に利用するもので、田48㎡を転用して、駐車場(普通車2台)に30㎡、通路等に18㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明は、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査致しました。

大里重市委員
(5番)

番号3番は、現場事務所に一時転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良事業施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業者が現場事務所に利用するもので、畑961㎡を一時転用して、現場事務所に34.20㎡、資材置場に50㎡、駐車場普通10台125㎡、物置6.50㎡、トイレに3.30㎡、通路等に742㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除

計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力については、通帳の写しが提出されております。一時転用の工事期間は、平成31年4月30日までとなっております。また、農地復元計画書、土地改良区から意見書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

赤間 敬委員
(3番)

番号4番は、申請地に隣接の山林に建設する変電施設工事の建設資機材を運搬する仮設道路として賃貸借権の設定により一時転用するものです。申請地は、都市計画区域外の3筆の内、田2筆が農振農用地、畑1筆が農振その他区域です。農振農用地の田2筆は10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過していることから農用地と判断しました。また、農振その他区域の畑1筆は10ha以上の広がり無く、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請地は田4,165㎡の内2,100㎡、畑1,064㎡の内400㎡の計2,500㎡を平成32年8月31日まで仮設道路として一時転用の計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、銀行の残高証明書と土地改良区の意見書も提出されております。さらに、仙台市経済局農政企画課から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いとの回答をいただいていることから、農地法施行令第4条第1号イの農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

以上4件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

佐藤千治委員
(10番)

1番についてです。畑が252㎡で、実測したら485㎡で倍近いのですが、今まで気付かないで耕作していたのですか。

鈴木正年委員
(15番)

実際に測ったところ大きかったということです。

議 長

補足します。昔の測り方の違いです。転用の使用目的や実現性を確認するためには、図面に実測で計画内容を記載してもらうことが必要でした。今後は実測に合わせた対応を申請者が行います。他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、その他に質問等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後1時55分)</p>
議 長	<p>続きまして、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長より報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第4号議案の調査結果を報告します。調査は4番大泉権吾委員、13番品川忠夫委員、と私の3名で行いました。今回の非農地証明願は、雑種地が2件です。それでは、大泉権吾委員より報告していただきます。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>番号1番と番号2番を私から報告いたします。</p> <p>番号1番の申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域であります。現在の状況は雑種地となっています。申請理由は、平成5年2月24日と平成7年6月29日に資材置場として、農地法第5条の許可を受け、現在も利用してきているところです。確認資料である、議案書の写し・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件①(農地法第4条許可、農地法第5条の規定により農地転用の許可を受けたもので、当該許可申請の転用目的どおり転用が行われ非農地となったもの)に該当し、承認相当と調査しました。</p> <p>番号2番の申請地は、市街化調整区域で農振地域外の区域であります。現在の状況は雑種地の状態になっています。申請理由は、平成12年7月21日に運動場(ミニサッカー場)として農地法第5条の許可を受け、地目変更を行わずに現在に至っているものです。確認資料である、議案書の写し・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件①(農地法第4条許可、農地法第5条の規定により農地転用の許可を受けたもので、当該許可請の転用目的どおり転用が行われ非農地となったもの)に該当し、承認相当と調査しました。</p> <p>以上2件、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p>
松原菊男委員 (17番)	<p>2番はミニサッカー場になってサッカー場として利用しているのですか。荒れていないのですか。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>平成12年に許可を受けてサッカー場として利用しています。荒れていません。</p>

菅野則義委員 (8番)	本件の場合、地目を何に変更するのですか。
大泉権吾委員 (4番)	雑種地です。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、他に質問等がありませんので採決します。第4号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。 (午後2時00分)
議 長	続きますして、第5号議案 農地中間管理事業 農用地利用集積計画(案)について、を上程します。事務局より説明願います。
事務局 農地係長	第5号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)は、平成30年11月1日に仙台市公告予定分です。総数で29件 116,726㎡です。 新規に農地中間管理機構に設定するものです。詳細は別紙のとおりです。なお、29件のうち備考欄に現況面積が出ているものがあります。圃場整備事業となっている関係上、現在実測面積を測量しており、借りる方も実測面積で契約となりますが、集計は登記面積で取り扱っています。よろしくご審議願います。
議 長	この件につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。
大泉権吾委員 (4番)	現況面積ということですが、中間管理機構が取り扱うので正式な面積が必要だと思いますが、大倉地区の場合は測量ということで具体的に説明をお願いします。
事務局 農地係長	圃場整備地区域内の施工区域内に入っているために実測面積を測量しています。
議 長	他にご意見等がありますか。

(質問、意見等なし)

議 長

それでは採決します。
第5号議案について、承認することについて賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。第5号議案 農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)については、承認と決定します。

議 長

続きまして、第6号議案 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について、を上程します。

それでは、事務局より説明願います。

事務局
農地係長

第6号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)は、平成30年12月21日に宮城県告示予定分です。総数で9件、116,726㎡です。農地中間管理機構から設定するものです。詳細は別紙のとおりです。なお、本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。よろしくご審議願います。

議 長

この件につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

それでは採決します。第6号議案について、承認することについて賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。第6号議案 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。

以上で議案を終了します。

(午後2時05分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「調査委員会等の日程の変更について」を事務局から説明をしていただきます。

事務局
農地係長

資料1をご覧ください。日程の変更です。12月の役員会と調査委員を25日から21日に変更し、また開始時間を役員会は午前10時から午後1時に、調査委員会は午後1時30分から午後2時に変更します。あっせん事業運営委員会の開始

議 長 時間を午前 11 時 30 分から午後 1 時に変更したいと思います。なお、その都度開催日時については、ご連絡いたします。

議 長 協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がないようですので、(1)「調査委員会等の日程の変更について」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後 2 時 08 分)

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

(1)農地改良工事(現状変更)届出について、結城一吉第一調査委員会委員長より報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。

届出は、2 件 ありました。

番号 1 番は、当該地 田 2 筆 3,976 m²のうち 2,985 m²を盛土して利用するものです。面積が 1,000 m²を超えていることから聞き取り調査を実施しております。届出地は、市街化調整区域の農振地域外の区域にあり、低い窪地にある農地に 7m を盛土して、栗・ブルーベリー等を栽培して観光農園的な、昔の山遊び的な農園にする計画です。低い農地であるため、段階的に盛土して、様子を見ながら実施していくことから、第 1 次、第 2 次、第 3 次と計画的に盛土していく計画で、今回は、第 3 次計画となります。第 1 次・第 2 次計画の盛土が計画通り実施され、完了届が出ており、計画通り栗等が植栽されていることを確認しております。なお、完了届後イノシシの被害を受けてしまったために、改めて作物を変更して植栽していく計画であると聞き取り調査をいたしました。周辺農地への影響は、周辺農地と同じ高さまでに盛土することから、特に問題がないと判断しました。盛土工事期間は、平成 30 年 11 月 11 日から平成 31 年 5 月 10 日までの約 6 ヶ月です。私(結城一吉委員)が地区担当として現地を確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

番号 2 番は、2 筆の田 736 m²を盛土し、畑として効率的に利用を図るものです。届出地は市街化区域にあり、今回周囲の土地がミニ開発による宅地造成工事をするようになったため、周辺と同じ高さに盛土をして、大豆を栽培して利用することから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事の期間は、平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 12 月 28 日までの約 2 ヶ月です。地区委員の鈴木通委員が現地を確認しております。また、関係書類も整備され提出されております。詳細については、別添報告書の記載のとおりです。

以上、農地改良工事(現状変更)届出 2 件の報告です。

議 長 農地改良工事（現状変更）届出について、報告がありました。何か質問等はありませんか。

佐藤千治委員（10番） 農地改良工事に有効期限はあるのですか。期限がなくて完了届が出なかったらどうするのですか。

事務局 農地改良工事は要領を定めており、期限を区切っており、その間に実施していただきます。1番の場合は6ヶ月です。要領の範囲に終わらない場合は農地法第4条許可申請により一時転用の手続き扱いにせざるを得ない場合もありますが、自分の農地を使いやすいように改良することが目的です。完了届は工事の確認をするために必ず求めます。農業委員の皆様も、田を畑にしたいなど相談がありましたら、農業委員会に相談して、工事が終わったら農地として使えることが条件となっていることなど、ご指導いただきたいと思っております。

議 長 他に何か質問等はありませんか。

（全員なし）

議 長 続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)売り渡し希望農地一覧表までを事務局より、報告願います。
なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局 それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

農地係長 (2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり、番号4050から4067まで18件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が5件、駐車場への転用が4件、長屋住宅・宅地への転用が各3件ずつ、共同住宅への転用が2件、道路への転用届出が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、5ページから9ページに記載の通り、番号5155から5173までの19件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が11件、宅地造成・葬祭会館・駐車場への転用が各2件ずつ、事務所兼倉庫及び宅地への転用が各1件ずつの転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定（相続）による届出については、10ページに記載のとおり3件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、11ページになりますが(5)農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、記載のとおり8件ありました。詳細は別紙の報告書の

とおりで。

続きます、12 ページになりますが(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、記載の通り 1 件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

次に、(7) 売り渡し希望農地一覧ですが、新規に申し出が 1 件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起しをよろしく願いいたします。農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

(午後 2 時 17 分)

議 長

質問等がないようですので、次に入ります。

(8)企画検討チーム会議の報告は、企画検討チームチーム長から、報告をしていただきます。

企画検討チーム
長(松原菊男
委員)

(8)企画検討チーム会議の報告については、資料 2 をご覧ください。

- ・女性農業者との意見交換会開催について
- ・J A 仙台青年部との意見交換開催について(案)
- ・各種研修会について

議 長

ただいまの報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。(午後 2 時 20 分)

議 長

続きます、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木 均 会長)報告します。資料 3 をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きます、(2)事務局からの連絡事項について、説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

農地係長
①～③

- ① 農地全域現地調査会について(案)
- ② 遊休農地にかかる非農地判断について(案)
- ③ 青葉区・営農型太陽光発電予定地の計画変更について
- ④ 農業委員等の綱紀粛正について(徳島県阿南市)
- ⑤ 豚コレラ発生に伴う死亡野生いのししの通報について

主幹兼振興
係長④⑤

振興係

⑥～⑩

- ⑥ 扶養控除の申告書の確認
- ⑦ 11月～12月の予定表
- ⑧ 他市町村農業委員会だより等
農政時流、盛岡市、横浜市、新潟市西区、仙台市
- ⑨ 平成30年度「農の雇用事業」(第4回)の募集
- ⑩ GAPセミナー受講者募集

議長

その他についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会:主幹兼振興係長

それでは、閉会のあいさつを 中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第5回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時47分)